

令和5年7月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年7月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	秋永 憲一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員    今村 裕一 委員    田中 弥生 委員  
深川 嘉穂 委員

事務局の出席者は9名である。

**事務局** おはようございます。  
この度の大雨で久留米市でも大きな被害が発生しております。被災された地域の皆様には心よりお見舞い申し上げます。  
7月の総会の開催に当たりまして報告いたします。本日は、現委員数24名中20名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

**議長** 皆さん、おはようございます。今回の記録的な豪雨による被害で、県内で5名の方が亡くなられて、3名の方がおけがをされているということでございます。  
また、田主丸地区の竹野と東峰村に土石流が発生しました。被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。  
それでは、早速ですけれども7月の農業委員会総会をただいまより開催させていただきます。よろしく願いいたします。  
ただいまより7月農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1番から3ページ5番までの5件です。  
続きまして、西部地域、6番から4ページ10番までの5件です。  
5ページをお願いいたします。  
賃借権設定、西部地域、11番、1件です。  
以上、審議番号1番から11番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりました。  
本議案、審議番号11番は新規就農者の取得案件であります。聞き取り調査の結果

については、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。  
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、安武町住吉、田、273m<sup>2</sup>。  
申請理由、一体利用地の追加及び施工期間を変更するものです。  
変更内容、一体利用地がなしだったものを一体利用地、雑種地16m<sup>2</sup>を追加し、施工期間を令和5年2月20日から令和5年7月31日までだったものを令和5年2月20日から令和5年8月10日までへ変更するものです。  
こちらにつきましては、令和5年2月13日付にて5条許可がなされたものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、善導寺町与田、畑、32m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。  
続きまして、西部地域、2番、1件です。  
2番、申請地、城島町西青木、田、2筆、計277m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に分家住宅を建築及び自己用住宅の敷地として拡張するものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている  
ということで割愛をさせていただきます。  
ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、審議番号1番は農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第4号議案は審議番号1番とそれ以外に分けて審議いたします。  
議席番号\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、審議番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。  
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、大橋町常持、田、852m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地を譲り受けて露天駐車場及び農機具置場として利用するものです。  
農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第4号議案、審議番号1番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号1番は可決されました。

審議番号1番の審議が終了しましたので、退席をされています議席番号\*番、\*\*  
\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員に報告をいたします。審議番号1番は可決されました。

続きまして、審議番号1番を除く第4号議案についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、2番から9ページ6番までの5件です。

2番、申請地、田主丸町常盤、田、5筆、計4,090m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅（5棟40戸）を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町中尾、畑、2筆、計491m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町中尾、畑、491m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、北野町十郎丸、畑、120m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、北野町中、田、畑、2筆、計498m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅（2棟4戸）を建築するものです。

続きまして、西部地域、7番から11ページ16番までの10件です。

7番、申請地、荒木町白口、田、276m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

8番、申請地、藤山町、畑、204m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、車両置場として利用するものです。

9番、申請地、宮ノ陣町大杜、畑、1,314m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（6区画）及び宅地分譲

(1区画)として利用するものです。

10番、申請地、安武町住吉、田、265m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

11番、申請地、安武町住吉、田、241m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

11ページをお願いいたします。

12番、申請地、城島町内野、田、2筆、計374m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

13番、申請地、城島町江島、田、28m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、三瀨町田川、田、2筆、計573m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

15番、申請地、三瀨町西牟田、畑、263m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

16番、申請地、三瀨町西牟田、畑、2筆、計578m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

審議案件は以上となります。

なお、8ページ、審議番号2番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
審議番号1番を除く第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、審議番号1番を除く第4号議案は可決されました。  
なお、審議番号2番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。  
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
審議番号1番、2番の2件です。  
1番、申請人、山川神代3丁目、\*\*\*\*、経営面積3万9,520m<sup>2</sup>。  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
2番、申請人、三潞町清松、\*\*\*\*、経営面積15万6,754.8m<sup>2</sup>。  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議  
題といたします。  
審議番号11番は、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当い  
たします。よって、第6号議案は審議番号11番とそれ以外に分けて審議いたします。  
議席番号\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。  
それでは、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。  
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進  
計画の決定を求められたので付議いたします。  
15ページをお願いいたします。  
第1区、11番の1件です。  
11番、所在地、藤山町、田、畑、5筆、計3,945m<sup>2</sup>。  
推進機構からの買入れとなります。  
審議番号11番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号  
の要件を満たしております。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案、審議番号11番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案、審議番号11番は可決されました。

審議番号11番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*番、\*\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*委員に報告をいたします。審議番号11番は可決されました。

続きまして、審議番号11番を除く第6号議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から15ページの10番までの10件です。

1番、所在地、荒木町今、田、3筆、計5,740m<sup>2</sup>。  
推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、荒木町白口、田、3筆、計3,578m<sup>2</sup>。  
推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、大橋町蜷川、田、2筆、計5,130m<sup>2</sup>。  
推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。

農地移動適正化あっせん事業において、面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者が新規就農者である場合とあり、申請人はその特例に該当していると判断しております。

4番、所在地、草野町吉木、田、3筆、計2,078m<sup>2</sup>。  
推進機構からの買入れとなります。

14ページをお願いいたします。

5番、所在地、善導寺町飯田、田、885m<sup>2</sup>。  
推進機構からの買入れとなります。

6番、所在地、善導寺町木塚、田、2筆、計2,528m<sup>2</sup>。  
推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、大善寺町中津、田、2筆、計1,830m<sup>2</sup>。

推進機構からの買入れとなります。

8番、所在地、太郎原町及び山川神代二丁目、田、2筆、計3,230m<sup>2</sup>。

推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、藤山町、田、3筆、計1,545.69m<sup>2</sup>。

推進機構からの買入れとなります。

15ページをお願いいたします。

10番、所在地、藤山町、田、420m<sup>2</sup>。

推進機構からの買入れとなります。

第2区、12番の1件です。

12番、所在地、田主丸町殖木、田、6筆、計5,184m<sup>2</sup>。

推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

第3区、13番の1件です。

13番、所在地、北野町鳥巣、田、3筆、計3,569m<sup>2</sup>。

推進機構からの買入れとなります。

第5区、14番の1件です。

14番、所在地、三瀨町清松、田、544m<sup>2</sup>。

推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から11番を除く14番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。審議番号11番を除く第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号11番を除く第6号議案は可決されました。よって、第6号議案については、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第7号議案、久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

本議案につきましては、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。お二人が該当しますけれども、\*\*\*\*委員が本日欠席のため、議席番号\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

第7号議案について、事務局の説明を求めます。

事務局 17ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について。

久留米市農業委員会委員の改選に伴う農地利用最適化推進委員の委嘱について、下記の者に委嘱したいので付議いたします。

こちらに関しましては、各区の人数のみ御説明をさせていただきます。

第1区、旧久留米地域、12人。

18ページをお願いいたします。

第2区、田主丸地域、7人。

第3区、北野地域、4人。

第4区、城島地域、3人。

第5区、三潴地域、3人です。

また、別紙といたしまして、第7号議案参考資料をお配りさせていただいております。こちらには推進委員の方の経歴等を掲載しております。こちらのほうも御覧いただき確認いただけますよう、お願いをいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、6月7日に行われた農地利用最適化推進委員選考委員会の結果に基づき提案しているものになります。

御異議がなければ、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。  
第7号議案の審議が終了しましたので、退席をされています1人の委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員に報告いたします。第7号議案は可決されました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、内田 正隆委員、14番、田中 修二委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。